

**重度心身障害者の方には医療費を助成しています**

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

**■対象となる人の要件**

- ①身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- ②療育手帳Aをお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④障害年金1級の受給者
- ⑤特別児童扶養手当1級の受給者等

**■助成の要件**

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。(所得制限額については福祉課にお問い合わせください。)

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は6月中旬に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を6月末までに郵送します。

**■手続きに必要なもの**

印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

**■受給者証有効期間**

7月1日(日)〜平成31年6月30日(日)

**■問い合わせ** 福祉課

☎0820(77)5505

**6月は児童手当**

**「現況届」の提出をお忘れなく**

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、

6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

※公務員の方は、勤務先へ提出してください。

**■提出期限**

6月29日(金)まで

**■現況届に必要なもの**

印鑑、申請者の健康保険証(厚生年金等加入者の場合)

※右記以外の書類を提出する必要がある場合があります。

**■受給資格**

中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方。

**■児童手当の額**

- ・3歳未満 月額1万5千円
- ・3歳以上〜小学校修了前 月額1万円(第3子以降は1万5千円)
- ・中学生 月額1万円

ただし、所得制限以上の場合は右記の月額は適用されず、児童1人あたり月額5千円が支給されます。

※第3子の数え方に関する補足  
養育する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

**■手続き**

福祉課または各総合支所および各出張所

**■問い合わせ**

福祉課

☎0820(77)5505

**甲種防火管理新規講習**

**■日時**

7月5日(木)

午前9時〜午後4時

7月6日(金)

午前9時〜午後4時

※2日間の受講が必要です。

**■講習場所**

柳井市文化福祉会館(柳井市柳井3718)

**■受講料(テキスト代)**

4000円

**■受講手続き**

柳井地区広域消防本部予防課または最寄りの消防署、出張所で受講申込書を受け取り、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。

※受講申込書は、柳井地区広域消防組合のホームページからもダウンロードできます。

**■受付期限** 6月20日(水)

**■問い合わせ**

柳井地区広域消防本部予防課

☎0820(23)7774

ホームページ

<http://www.yanai119.jp/>

**事業主のみなさまへ**

**労働保険の年度更新手続きについて**

**■年度更新手続き**

労働保険に係る平成29年度分の確定保険料と平成30年度分の概算保険料の申告・納付手続は7月10日までの間に行ってください。

また、インターネットを利用した電子申請を行うこともできます。詳細については、<http://www.e-go.jp/>をご覧ください。

**■申告書受付相談会**

県内各地において、申告書の記入相談・受理、保険料の納付などができる「申告書受付相談会」を開催しています。

**【周防大島会場】**

日時 6月22日(金)

午前10時〜午後3時

場所 大島防災センター

**■問い合わせ**

山口労働局総務部

労働保険徴収室

☎083(995)0366